平成１９年度予算概算要求等に係る事前評価書

平成１８年８月

政策名	4．中小企業･地域経済産業政策		
施策名	22．経営安定･セーフティネット構築		
主管課名	中小企業庁　参事官室	主管課長名	参事官　柚原　一夫

施策目的 **※長期的インパクト**	下請取引の適正化、下請中小企業の経営基盤の強化や小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。
施策目標･指標 **※中･短期的なアウトカム**	･中小企業に係る取引機会の増加及び下請中小企業の自立化を図る。 (指標) 下請中小企業に対する取引あっせん件数 (平成19年度目標件数：3万2千件) ･下請代金法及び下請振興法の周知、理解の増進を図り、親事業者と下請事業者との下請取引の適正化を図る。 (指標) 下請代金法違反件数、立入検査件数 ･小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済の両共済制度について、安全･確実な運営を行い制度の安定を維持し、小規模企業者の振興、中小企業の連鎖倒産防止を図る。 (指標) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入件数 (平成19年度加入目標件数：小規模企業共済制度8万件、中小企業倒産防止共済制度1万9千件)
施策の必要性 **※施策の背景、行政関与の必要性**	近年、日本経済が全体として回復する中において、中小企業の景況感も緩やかに改善している。しかし、中小企業についても、業況のよい中小企業と悪い中小企業とに二極分化する傾向が見られる。さらに、近年企業活動の国際化による産業構造の変化、海外も含めたコスト競争の激化、企業間取引における情報化の進展等により、中小企業を取り巻く経済環境は著しく変化している。特に経営基盤･財務基盤が脆弱な下請中小企業については、これまでの景気の低迷に加え、従来の系列的な下請分業関係の流動化、親事業者の事業再編といった環境変化

	により、経営環境が好転したとは言えない状況にある。 　こうした、下請中小企業の経営の安定化･経営基盤の強化のためには、親事業者と下請事業者間の取引の適正化、下請中小企業の受注機会増大、下請中小企業の新しい取引先の開拓や製品開発能力を高めていくこと、さらには、廃業や倒産に備える共済制度の確実な運用が必要である。 　一方、親事業者と下請事業者の取引における下請事業者の利益保護は、市場原理に委ねることが困難であるため、「下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）」に基づき、親事業者に対し下請取引の規制を遵守させる必要がある。また、下請中小企業に対する受注機会増大のための情報提供や、販路開拓、製品開発能力を高めるための経営指導等は、市場機能を補完するものであり、その実施に当たっては地域間で内容等に格差があると公平性が担保出来ないことから、公平に、かつ、中立に行うことが求められている。さらに、共済制度の安全･確実な運用により、共済金給付水準の確保や信用審査を行わず無担保･無保証による貸付を行うためには、制度の公平性及び平等性を維持して安全･確実な運営が必要である。 したがって、国が全国一律に広域的視点から、下請代金法の執行、受注機会増大のための情報提供、下請中小企業の販路開拓や製品開発に関する経営指導、小規模規模起業共済制度や中小企業倒産防止共済制度の確実な運用を担保し、下請中小企業の経営基盤･財務基盤強化を図っていくことが求められている。
施策目標実現へ向けた取組の全体像	**中小企業経営安定対策の体系図** 経営安定 ― 相談･指導 ― 経営安定特別相談事業 ― 主要商工会議所／各都道府県商工会連合会 経営安定 ― 金融 ― セーフティネット貸付 ― 中小企業金融公庫／商工組合中央金庫 経営安定 ― 信用保証 ― 経営安定関連保証制度（セーフティネット保証） ― 信用保証協会 経営安定 ― 共済貸付 ― 中小企業倒産防止共済制度 ― 独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営安定 ― 共済金給付 ― 小規模企業共済制度 ― 独立行政法人中小企業基盤整備機構

施策の実施状況

《施策開始時期～終了予定時期》
平成18年度　～

《目標達成状況･指標の推移》

指標	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	目標値(H19年度)
①下請中小企業に係る取引機会の増加（下請取引あっせん件数）	29,573	29,515	31,289	34,603	30,233	32,000
②下請代金法の違反件数	2,698	2,652	3,254	3,200	1,898	―
③下請代金法立入検査件数	2,413	2,497	2338	2,216	1,598	―
④小規模企業共済制度加入件数	75,858	76,502	77,870	81,552	91,052	80,000
⑤中小企業倒産防止共済制度加入件数	16,174	16,263	16,076	13,856	13,545	19,000

《投入コスト》

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
総予算執行額（億円）	―	―	46.42	48.76（予算額）	53.24（見込額）

（注）独立行政法人中小企業基盤整備機構交付金(本施策関連分)を含む。

平成19年度における施策の展開

《予算》
･企業年金制度啓発普及事業については廃止（終了）
･中小企業経営者の高齢化が進展する中で、喫緊の課題である中小企業の円滑な事業承継を支援するため、「中小企業事業承継円滑化支援事業」を新規要望。

《税制》
･中小企業の事業承継において、経営権集中を図るために期待される種類株式の活用を促すため、種類株式の評価方法の明確化を要望。
･中小企業の事業承継に対する早期の計画的取組を促すため、相続時精算課税制度の拡充を要望。

施策の 有効性･効率性 ※施策効果 ※施策効果と施策コストとの関係、他の施策手段との比較等	《施策効果･有効性》 下請取引の適正化を図り、下請事業者の利益を保護すること、下請取引情報や販路開拓に関する情報提供等により、下請中小企業の取引機会の拡大と下請構造からの自立化を促進すること、共済制度により廃業や倒産に備えることは、中小企業の経営基盤の強化や経営安定化を通じて、中小企業の事業活動の活性化につながり、大きな効果が期待できる。 特に、廃業等の事態に備えるための共済制度である小規模企業共済制度は、廃業後の生活安定等に大きく貢献している（在籍件数172万件　給付実績（累計）5兆4千億円）。また、取引先の倒産による連鎖倒産を防止することを目的とする中小企業倒産防止共済制度は、信用審査を行わず無担保･無保証による掛金の10倍の範囲内での貸付を行い、経営の安定に大きく貢献している（在籍件数31万件　貸付実績（累計）1兆6千億円）。 《効率性》 下請代金法の運用において、下請代金検査官46人により年間約1，600件の立入検査を実施（平成17年度）し、約1，200件の法律違反に対して厳正に対処することで、健全な事業環境が構築されていることから、効率的な運用を行っていると言える。また、併せて、下請中小企業の親事業者に対する交渉力等を高めるための販路拡大等に資する施策を講ずることにより、下請中小企業の経営基盤の強化につながることが期待されることから、効率的に施策を実施していると言える。 さらに、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度とも、制度運営経費を国からの運営費交付金で賄い、契約者の掛金を原資として共済金の給付、貸付を実施しており、効率的な運用が行われている。
関連する閣議決定や施政方針演説等における位置付け	○「平成18年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（平成18年8月、閣議決定） 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）の規定に基づき、毎年度、「中小企業者に関する国等の契約の方針」（契約方針）を策定し、閣議決定を行っている。 契約方針においては、発注情報の提供等の中小企業者の「受注機会」の増大のための措置を規定している。 ○小規模企業共済制度（平成15年1月14日　中小企業政策審議会経営安定部会報告書） ･小規模企業者への資金供給によって、小規模企業経営の安定と健全な発展に大きく寄与してきた。 ･小規模企業にとって廃業後の生活安定資金を確実に提供する本制度は、老後の安心を提供するものであるとともに、中小企業基本法の基本的施策における位置付けからも明らかなようにいわゆるセーフティネット対策の重要な一翼を担うものとしても、ますますその意義を高めつつある。 ○中小企業倒産防止共済制度（平成16年6月21日　中小企業政策審議会経営安定部会報告書） ･民間事業者には、同様の対象者に対し同様の条件での融資等を行っている者はみられない。一方、本制度は全国的に実施されており、加入者も全国各地の多数に上っている。

	したがって、本制度は十分な存在意義を有しており、引き続き本制度を運営していくことが望ましい。
中間・事後評価の時期	平成19年度
施策に対するユーザーや有識者の意見	○平成17年度小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に関する共済加入者アンケート調査 《小規模企業共済》 ・老後の心配が少なくなった、将来が安心 ・公的年金に加えて本制度にも加入し、頼もしい 《中小企業倒産防止共済》 ・取引先倒産という事態になっても慌てずにすみ非常に助かった ・中小企業にとってこの制度はありがたい ○下請取引改善協力委員会議（平成17年11月）でのユーザーからの意見 ・情報成果物委託や役務提供委託が行われている業界の下請法の認知度はまだ十分ではなく、普及・啓発活動をより一層進めていく必要がある。 ・「中小企業者に関する国等の契約の方針」は、中小企業者の受注機会の増大を図るとともに、受注目標や契約実績が明らかにされており、重要な情報公開の一つであり今後も継続して契約の方針を打ち出すことが必要。

施策目標を実現するための具体的措置

【予算措置（研究開発事業を除く）】

補助金・委託費・調査費等名	会計名	再掲（施策名）	新規継続	補助・委託等	開始年度	終了年度	17年度予算額（億円）	17年度執行額（億円）	18年度予算額（億円）	19年度要求額（億円）	事業概要
(1) 小規模企業共済事業	一般会計	－	継続	交付金	平成16年度	平成20年度	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	小規模企業の個人事業主または会社等の役員に対して、事業の廃止等に備えて共済金を支給する。
(2) 中小企業倒産防止共済事業	一般会計	－	継続	交付金	平成16年度	平成20年度	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、無担保、無保証の共済金貸付を行う。
(3) 中小企業事業継続計画普及事業	一般会計	－	継続	委託	平成18年度	平成21年度	－	－	0.25	0.25	中小企業が災害に遭った場合に、被害を最小限にとどめ早期普及できるよう、事前に対応策定める計画（BCP）の策定を広く中小企業に普及啓発を行う。
(4) 中小企業制度環境等整備調査委託費	一般会計	－	継続	委託	平成17年度	平成21年度	1.31	0.73	1.31	1.31	中小企業関連税制、会計制度や横断的法制度に関し、中小企業の実態やニーズに係る調査・制度普及を行う。
(5) 中小企業事業承継円滑化支援事業	一般会計	－	新規	交付金	平成19年度	平成20年度	－	－	－	中小機構交付金	関係機関が一同に会した総合的な検討組織である「事業承継協議会」の運営や、その成果のシンポジウム開催等による普及啓発、各地域におけるセミナーの実施等を通じた実務家間の事業承継支援ネットワークの構築等を行う。
(6) 人権啓発支援推進委託（地方公共団体委託）	一般会計	－	継続	委託	平成14年度	平成20年度	0.30	0.14	0.30	0.30	中小企業者等に対し、人権啓発の推進を図るため、講演会等の啓発事業を実施する。
(7) 小規模事業者等支援委託（地方公共団体委託）	一般会計	－	継続	委託	平成16年度	平成20年度	0.64	0.33	0.64	0.64	地域や中小企業の実態に即した経営指導のため、中小企業経営者やその従業員を対象に、巡回相談事業や、研修事業を実施する。
(8) 人権啓発支援調査委託（民間団体委託）	一般会計	－	継続	委託	平成16年度	平成20年度	0.99	0.76	0.99	0.99	人権啓発シンポジウム等の開催、パンフレット等の作成、人権啓発関連調査事業を実施する。
(9)アイヌ中小企業振興対策事業	一般会計	－	継続	補助	平成16年度	平成20年度	0.08	0.08	0.07	0.06	公益法人等が行う展示会の開催、技術研修会の事業に必要な経費の一部（1／2）を補助。
(10) 官公需受注対策事業	一般会計	－	継続	補助	平成12年度	平成19年度	0.23	0.14	0.37	0.37	官公需法に基づき、国は毎年度、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成し、閣議決定を行っている。国は、全国中小企業団体中央会が行っている国等の発注情報を収集し、中小企業者へ提供し、また、官公需受注に係る成功事例集の作成・普及等の事業を補

											助する。
(11) 脱下請人材育成事業	一般会計	―	継続	委託	平成14年度	平成23年度	0.20	0.14	0.20	0.20	親事業者からの発注への依存を脱却し、自ら積極的に販路開拓を行うことを目指す経営者を対象とした短期集中研修を実施する。
(12) 全国中小企業取引振興協会補助金	一般会計	―	継続	補助	昭和54年度	平成21年度	1.22	0.86	0.85	0.73	下請取引情報等の情報収集・提供事業及び当該情報に基づく取引あっせん事業の実施等、下請中小企業の販路開拓等に対する支援を行う。
(13) 下請取引改善事業実施委託費	一般会計	―	継続	委託	平成14年度	平成23年度	0.84	0.34	0.84	1.13	親事業者及び下請事業者の担当者を受講対象とする下請代金法等の実務者講習会を開催する。併せて、業界団体、地域の商工団体等向けに講義内容を平易にした講習会を開催する。なお、平成16年の法改正により、新たにサービス業が規制対象に追加されたことから、重点的にサービス業向けの講習会を実施する。
(14) 下請取引状況調査	一般会計	―	継続	委託	平成14年度	平成23年度	0.26	0.22	0.26	0.26	下請代金法の厳正な運用を図り、中小企業を取り巻く取引環境・競争環境を改善する。

【政策金融・産投出資】

政策金融名	金融機関	再掲(施策名)	新規継続拡充	創設年度	融資割合(%)	貸付対象	融資限度額(億円)	貸付利率	貸付期間	貸付実績(件)(億円)	19年度貸付見込額(億円)	概要・要求理由
社会環境対応施設整備資金(BCP関連)	中公・国金	―	継続	平成18年度	―	中小企業BCP策定運用指針に則り、自らBCPに基づいて防災の施設整備を行う中小企業事業者	中公7.2 国金0.72	特別利率2	15年以内	―件 ―億円	0.6億円	中小企業BCP策定運用指針に則り、自らBCPに基づいて防災の施設整備を行う中小企業事業者に対し低利融資をする。
取引企業倒産対応資金	中公・国金	―	継続	平成17年度	―	取引企業の倒産により、経営に困難をきたしているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業事業者	中公1.5 国金0.3	基準金利	設備資金15年以内 運転資金7年以内	―件 ―億円	18億円	取引企業の倒産により、経営に困難をきたしているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業事業者に対し、通常の貸付とは別枠で融資する。

【税制】								
税制名	税目	再掲 (施策名)	新規 継続 延長 拡充	創設 年度	適用 期限	主な対象	過去の実績及び今後の見込 (減税実績額・見込額、減税効果等)	概要
中小企業投資促進税制	所得税・法人税	―	継続	平成 10 年度	平成 19 年度	資本金1億円以下の法人等	平成 17 年度 1530 億円 平成 18 年度 2110 億円 (財務省試算)	対象資産を導入した場合の7％税額控除又は 30%特別償却の選択適用。
少額減価償却資産の損金算入特例	所得税・法人税	―	継続	平成 15 年度	平成 19 年度	資本金1億円以下の法人等	平成 17 年度 480 億円、 平成 18 年度 410 億円 (財務省試算)	30 万円未満の減価償却資産の即時償却
欠損金の繰戻還付制度	法人税	―	継続	平成 11 年度	平成 19 年度	設立5年以内の中小企業	未公表	当期の欠損と前年の所得を通算し前年納付した法人税の還付
中小企業等基盤強化税制	所得税・法人税	―	継続	昭和 62 年度	平成18 年度	流通・サービス業の中小企業等	平成 17 年度 10 億円 平成 18 年度 30 億円 (財務省試算)	対象資産を導入した場合の7％税額控除又は 30%特別償却の選択適用。
特定同族会社の留保金課税制度	法人税	―	継続	―	一部 平成 19 年度	同族関係者1グループで株式等 50%超保有の法人	平成 17 年度 1550 億円 平成 18 年度 2100 億円 (財務省試算)	・以下の留保控除額①～④の最も大きい額が内部留保を上回れば課税される。 ①所得等の 50%②2000万円③積立金基準④自己資本比率 30%までの額 等 ・経営革新計画承認企業には不適用
交際費の損金算入の特例	法人税	―	継続	―	平成 19 年度	資本金1億円以下の法人	未公表	400万円までの範囲で 90%を損金算入
小規模宅地等の特例	相続税	―	継続	昭和 58 年度	―	相続等により対象資産を取得した個人	未公表	400m² までの特定事業用宅地と 240m² までの特定居住用宅地は課税対象評価額の 80%を減額
事業承継時の自社株式の課税価格の軽減措置	相続税	―	継続	平成 14 年度	―	発行済株式総額 20 億円未満の会社等の株式を相続等により取得した個人	未公表	発行済株式総額の3分の2又は 10 億円を上限として自社株式の相続税評価額を 10%軽減
種類株式の評価方法の明確化	相続税	―	新規	平成 19 年度	―	相続等により種類株式を取得した個人	―	事業承継に際し、有効な手段とされる種類株式の活用を促すため、税務上の評価方法の明確化を図る。
相続時精算課税制度	相続税	―	拡充	平成 15 年度	―	相続等により対象資産を取得した個人	―	相続時に精算することを前提に、親から子への贈与について、贈与税を軽減・簡素化する制度。贈与者の年齢要件(65 歳以上)の撤廃等を要求。

【法令・ガイドライン等】	
関連する法令・ガイドライン等名	**法令・ガイドライン等の概要**
小規模企業共済法	小規模企業の個人事業主または会社等の役員に対して、事業の廃止等に備えて共済金を支給する制度。
中小企業倒産防止共済法	取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、無担保、無保証の共済金貸付を行う制度。
下請代金支払遅延等防止法	下請事業者に対して不公正な取引を行う親事業者に対して、立入検査に基づく改善指導を行い、不公正な取引を是正する。
下請中小企業振興法	下請取引に関するガイドラインの策定、下請企業振興協会による下請取引のあっせんや下請取引に関する苦情処理等により、下請中小企業を振興する。
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合に、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。
【審議会等】	
審議会等名	**関連する検討内容**
中小企業政策審議会経営安定部会	中小企業の経営の安定又は事業の転換の円滑化に関する事項、中小企業に関する共済制度全般に関する事項、事業の再生又は廃止の円滑化に関する事項
中小企業政策審議会企業制度部会	「中小企業の会計」の内容・普及に関する検討、平成18年5月1日に施行された会社法に関する方策等について検討
事業承継協議会	中小企業の円滑な事業承継に関する事項、事業承継ガイドラインの策定や相続法・会社法に係る課題の検討、全国レベルの事業承継支援ネットワークの形成や人材育成に係る検討
中小企業政策審議会取引部会	国等の契約の方針の作成に係る検討
【独立行政法人等】	
独立行政法人名	**関連する業務概要**
独立行政法人中小企業基盤整備機構	・中小企業事業承継円滑化事業として、事業承継協議会の運営、普及啓発、各地域におけるセミナーの実施等を通じた実務家間事業承継支援ネットワークの構築等の事業承継の円滑化に向けた総合的支援を実施。 ・小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業の運営

【実施体制】

施策に関連する主な課室	関連する業務概要	当該業務の実施体制	関連する機構定員要求概要
事業環境部企画課経営安定対策室	小規模企業共済事業、中小企業倒産防止共済事業、中小企業事業継続計画普及事業等の中小企業の経営の安定に関すること	室長、4人	―
事業環境部財務課	税制、企業法制、中小企業投資育成株式会社、財務・会計、人権擁護	課長12人	―
事業環境部取引課	中小企業の取引適正化、下請中小企業振興、官公需確保対策	課長　24人	―